

教宣 せぶん

「裁判」に行ってきました

27日よいよ第1回裁判が始まりました。その中で会社側より「答弁書」が提出されました。これは私たちの「準備書面」(申し立て)に対し、被告である会社が異議や反論を文書で行ったものですが、その中にこんな一文がありました。「外勤支部が要求している希望者のRAとしての継続雇用について、被告が一切検討していない旨明言していることは否認する」。この二枚舌の答弁にはさすがに驚かされました。団交などでは、私たちの「提案・通知」の再考を求める主張に「決定事項だ」やれ「経営権だ」やれ「断腸の思いで決断したもの」と、検討の余地など露ほどももっていないことを、ふてぶてしく述べていたにもかかわらず、裁判になった瞬間に、こういった現実と180度違う「申し開き」を裁判官にしています。恐れ入りました。どこまで表と裏のある態度、どこまで影と日なたのある発言を、この経営は繰り返していくのでしょうか。まさに口で言っていることと、やっていることが違う、東海経営の狡猾な本質があらわれた一文だと感じました。

また「原告らに対し、将来配転、解雇その他の人事権の行使がなされた後にその効力を争えば足り、被告による人事権の行使に先立って『契約係社員』の地位の確認を求めても何の紛争解決にもならず、そのような地位を確定する利益も必要性もない」とあります。これは、原告である私たちが解雇されてでもして、不利益を被ったら裁判を起こせば良いではないかという経営の傲慢な理屈です。まだ「未遂」の段階なので、裁判を行う意味がないと言っているのです。例えるなら、命を奪われようとする者がいて、まだ命を奪われていないのだから、命を奪われてから裁判を起こせばいいじゃないかという考え方です。大げさな例えかもしれませんが、顧客に依拠して仕事をしている私たちが、顧客を奪われることは、まさに外勤生命を奪われることと同じです。一度失われた顧客との信頼関係は、勝訴した後に再構築しようとしても、元通りになるわけがありません。会社は、いま裁判を行う「利益」も「必要性」もないと抗弁していますが、いま立ち上がらなければ「手遅れ」になるから私たちは裁判を起こしたのです。内勤社員や時間給労働者の場合とはまったく違うのです。そんな私たちの仕事の特殊性からくる「根拠」を裁判官が見抜けないはずがありません。

このように「裁判」になった段階で、会社は企業内で言っていることとは手のひらを返したような申し開きを行い、素人でもわかるような根拠の乏しい主張を繰り返してきました。これから何回かの「公判」を積み重ねて、私たちと会社のどちらの主張が正しいのか、裁きを受けることになりますが、私には裁判の行方がハッキリと見えてきました。裁判に行った者全員が、「ある確信」を持ったはずで、次回「裁判」は5月8日です。「ある確信」を持ちたい方の多くの傍聴をお待ちしております。